



宮城県（東振）指令第168号

栃木県小山市城北二丁目4番地13

アラ・シゲン株式会社

平成26年4月22日付けで申請のありました林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定により、下記のとおり許可します。

平成26年6月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

- 1 行為地 石巻市真野字館坂山64外1字25筆
- 2 目的 土石・鉱石の採取及び選鉱場の造成
- 3 面積 8.6603ヘクタール
- 4 行為の期間 平成26年6月13日から  
平成31年6月13日まで
- 5 許可の条件
  - (1) 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
  - (2) 開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
  - (3) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
  - (4) 開発行為に着手したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
  - (5) 開発行為が完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
  - (6) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じるとともに、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。